

坂田社労士事務所便り

労働基準監督署の監督指導

労働基準監督官が事業場に立入調査をすることを「臨検」といいます。労働基準法第 101 条では、労働基準監督官が事業場等に臨検を行い、帳簿や書類の提出を求め、または使用者や従業員に対して尋問を行う権限をもつことが定められています。

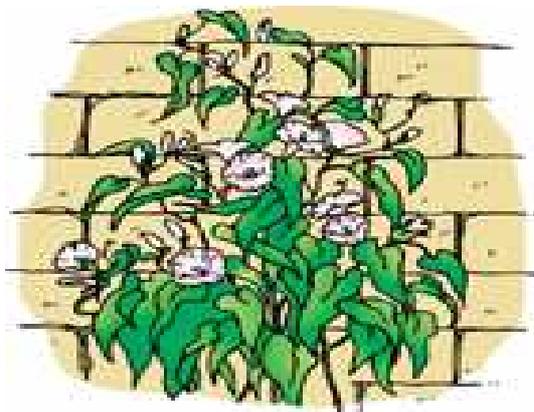
臨検には、①定期監督、②申告監督、③再監督の 3 種類があります。①の定期監督とは、労働基準監督署が計画を定め、その定期的な計画に基づく監督です。②の申告監督とは、労働基準監督署に対し、従業員等から法令違反の申告があった場合に実施されるものです。③の再監督とは、定期監督等のその後の実施状況を確認するためのものです。最近増加しているのは、②の申告監督です。

ところで、労働基準法第 102 条は刑罰法規であり、ここでは労働基準監督官は司法警察官の職務を行うことが定められています。ですから、労働基準監督官の監督指導に従わない悪質な場合は、送検・起訴に及びことも可能なのです。

ちなみに、労働安全衛生法関係の臨検は予告なしの抜き打ちが多いのに対し、労働基準法関係は、帳簿の確認や聞き取りが必要なために大抵予告があります。

臨検で問題があった場合は、「是正勧告書」か「指導票」が交付されます。是正報告書には、法令違反事項と是正期日が記載されており、期日までに是正して、是正報告書を提出しなければなりません。一方の指導票は、法令違反ではないが労務管理や労働安全衛生法上改善すべき点があると判断された場合に交付されます。これも期日までに報告しなければなりません。

是正監督・指導を無視する場合や虚偽の報告をする場合は、改善の意思がない悪質な事業主と判断されて、送検されることもあります。



労働者の疲労蓄積度診断

平成 13 年 12 月に脳・心臓疾患（過労死等）の労災認定基準が改正されました。新たに設けられた認定基準では、長期間にわたる疲労の蓄積も脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすものとして考慮することとなりました。これを受け、従来からの健康確保措置に加え、平成 14 年 2 月に「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」が策定されました。この措置の概要は、次のとおりです。

- ① 時間外労働の削減（時間外労働を月 45 時間以下とすること）
- ② 年次有給休暇の取得促進を図ること
- ③ 健康管理の徹底

③では、事業者が講ずべき措置として、①月 45 時間を超える時間外労働をさせた場合は、産業医の助言指導を受けること、②月 100 時間または 2 月ないし 6 月間の月平均で 80 時間を超える時間外労働を行わせた場合は、産業医の保健指導を受けさせること、③過重労働による業務上の疾病を発生させた場合は、再発防止対策を樹立させること、が拳

げられています。

さらに厚生労働省では、「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を作成し、公表しています。このチェックリストでは、仕事による負担度を、「自覚症状」と「勤務の状況」から判定し、点数化します。「最近 1 月の自覚症状」として用意されているチェック項目は、以下の 13 個があります。

- ①イライラする
- ②不安だ
- ③落ち着かない
- ④ゆううつだ
- ⑤よく眠れない
- ⑥体の調子が悪い
- ⑦物事に集中できない
- ⑧することに間違いが多い
- ⑨工作中、強い眠気に襲われる
- ⑩やる気が出ない
- ⑪へとへとだ（運動後は除く）
- ⑫朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる
- ⑬以前と比べて、疲れやすい

これらの該当数を 4 段階に分けて判定します。

また、「最近 1 月の勤務の状況」では、

- ① 1 月間の時間外労働
- ②不規則な勤務
- ③出張に伴う負担
- ④深夜勤務に伴う負担
- ⑤休憩・仮眠の時間数及び施設
- ⑥仕事についての精神的負担
- ⑦仕事についての身体的負担

の 7 項目があり、これらを自覚症状と同様に 4 段階で判定します。

なお、仕事以外のライフスタイルに疲労の原因がある場合も多く見受けられます。疲労を蓄積させないために、十分な睡眠や休養を取るなどして、労働者個人が自己防衛を見直すことも必要でしょう。仕事に殺されては、元も子もありません。

7 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

1 日

○健保・厚年の月額算定基礎届の提出(7 月 1 日現在) [社会保険事務所または健保組合]

10 日

○健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限(7 月 1 日現在) [社会保険事務所または健保組合]

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○特例による源泉徴収額の納付(1 月～6 月分) [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合) [公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合) [労働基準監督署]

15 日

○所得税予定納税額の減額承認申請(6 月 30 日の現況)の提出 [税務署]

○身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

31 日

○所得税予定納付額の納付(第 1 期分) [郵便局または銀行]

○固定資産税(都市計画税)の納付(第 2 期分) [郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出(休業 4 日未満、4 月～6 月分) [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

～坂田からひとこと～

60 歳以上の方で老齢年金を請求されていない方が多く見受けられます。その殆どの方が支給は 65 歳からだと思い込んでいるようです。今現在 60 歳以上の方はお給料の額によって受給額が変動する報酬比例部分の年金があります。もらえる年金をもらっていないケースは多いです。60 歳以上の方はどうぞ私にお声掛け下さい。